

守口市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、施設等が赤ちゃんの駅として登録を受けることにより、乳幼児を同伴する者が安心して外出できる環境を整備し、地域全体で子育てを支えるまちづくりの推進を図る赤ちゃんの駅設置事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 赤ちゃんの駅 乳幼児を同伴する者に対し、授乳及びおむつの交換を行うことができる場所を無料で提供する施設等をいう。
- (2) 施設等 市の区域内に所在する公共施設及び民間施設をいう。
- (3) 乳幼児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児及び同項第2号に規定する幼児をいう。

(登録の基準)

第3条 赤ちゃんの駅として登録を受けることができる施設等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 授乳をする場所において、壁、カーテンその他外部から見ることをできないようにするための構造又は設備を有すること。
- (2) おむつの交換をする場所において、ベビーベッド、おむつ交換台その他これらに準ずる設備を有すること。

(登録の申請)

第4条 赤ちゃんの駅として登録を受けようとする施設等の代表者は、赤ちゃんの駅登録申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(登録の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第3条に規定する基準を満たすものとして市長

が認めるときは、赤ちゃんの駅として登録することを決定し、申請書の記載事項を赤ちゃんの駅登録台帳に記載することにより登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、赤ちゃんの駅登録通知書により当該申請をした者に通知するとともに、赤ちゃんの駅標示物（赤ちゃんの駅として登録を受けたことを標示する物をいう。以下同じ。）を交付するものとする。

（登録の変更等）

第6条 前条第1項の規定により登録を受けた施設等（以下「登録施設」という。）の代表者は、申請書の記載事項に変更が生じたとき又は登録を解除しようとするときは、速やかに、赤ちゃんの駅登録内容変更・解除届を市長に提出しなければならない。

（赤ちゃんの駅標示物の掲示）

第7条 登録施設の代表者は、第5条第2項の規定により交付を受けた赤ちゃんの駅標示物を、登録施設の出入口その他乳幼児を同伴する者の目に付きやすい場所に掲示し、適切に管理しなければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録施設が第3条に規定する基準を満たさないことが明らかになったときその他登録施設として適当でないと認めるときは、赤ちゃんの駅の登録を取り消すことができる。

（実施状況報告等）

第9条 市長は、登録施設の代表者に対し、必要に応じ、赤ちゃんの駅設置事業の実施状況についての報告、資料の提出等を求めることができる。

2 市長は、必要に応じ、登録施設に立ち入って、現状を確認することができる。

（登録施設の公表等）

第10条 市長は、登録施設の名称、所在地その他登録施設に係る情報を市のウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表し、登録施設を市民に広く周知するものとする。

2 登録施設は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、赤ちゃんの駅設置事業の実施に関し必要な事項は、こども主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。